

第4次

新潟市 食育推進計画

計画期間：令和4年度～令和8年度



新潟市
令和4年4月

○ 「食育」の定義（新潟市食育推進条例第2条）

食育とは「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」をいいます。

はじめに

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

新潟市では、信濃川や阿賀野川、日本海など豊かな水と、広大で美しい田園や自然環境に恵まれた肥沃な大地で、私たちの食卓を支えてきた「米」をはじめ、野菜、果物、魚介など、さまざまな食料が生産されています。

そして、私たちは家族で囲む食卓を通じて、自然の恩恵や「食」に携わる人々への感謝の気持ち、食べ物を大切に作る心を育むとともに、地域の気候風土にあった食文化を引き継いできました。

しかし、近年、社会経済構造などが大きく変化していく中で、ライフスタイルや価値観が多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境も変化し続けています。毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、食生活の乱れによる栄養の偏りや、不規則な食事による肥満・過度の^{そうしん}痩身、生活習慣病の増加、生産者と消費者の距離の拡大、食料の海外依存による生産基盤の^{ぜいじやく}脆弱化、伝統的な食文化の喪失といった多くの問題の発生につながっています。

本市では「食」に関するこのような課題に対処するため、行政はもとより、市民、教育関係者、保健・医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者などが一体となって、『さまざまな経験を通じて「食」に関する知識および「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる「食育』を市民運動として推進するため、平成19年3月に「新潟市食育推進条例」を制定しました。

また、条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するため、平成19年8月に「第1次新潟市食育推進計画」、平成24年4月に「第2次新潟市食育推進計画」、平成29年4月に「第3次新潟市食育推進計画」を策定し、市民運動として食育を推進してきました。

このたび策定した「第4次新潟市食育推進計画」は、これまでの取り組みを総括し、これからの本市の食育推進の方向性を定め、食育が市民の皆さまに理解され、より一層関心が高まり、実践へと結びつくことを目指した計画です。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリックコメントなどを通じてご意見をお寄せくださいました多くの方々をはじめ、ご尽力いただきました食育推進会議委員の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、計画の実現に向けて、市民の皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

令和4年 4月
新潟市長 中原 八一

第4次新潟市食育推進計画 目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 1
2. 施策についての基本的な方針 2
3. 計画の位置づけ 3
4. 計画の期間 3

第2章 食をめぐる現状と課題

1. 本市の現状と 4
2. 第3次新潟市食育推進計画の評価

第3章 第4次新潟市食育推進計画

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の視点・考慮すべき点
4. 施策の体系図
5. 数値目標

第4章 食育施策の展開

1. 基本施策ごとの主な取組
2. ライフステージに応じた食育の取組

第5章 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画推進における役割
3. 計画の理

資料編

1. 新潟市食育推進条例
2. 新潟市食育推進会議委員名簿
3. 食育基本法

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

食は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

社会経済構造等が大きく変化していく中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事など様々な食の問題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅時間の増加や ICT 活用の推進など、「新しい生活様式」に対応した食育の推進が求められています。

このような中、国では国民運動として食育を推進していくため、平成17年7月に食育基本法を施行しました。また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めた食育推進基本計画を平成18年3月に策定し、平成23年3月に第2次基本計画、平成28年3月に第3次基本計画、令和3年3月に第4次基本計画を策定しました。

本市においては、本市の特色を生かし、「様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』」を市民運動として推進するため、平成19年3月に新潟市食育推進条例（以下「条例」という。）を制定し、平成19年8月に第1次新潟市食育推進計画（以下「第1次計画」という。）を、平成24年4月に第2次新潟市食育推進計画（以下「第2次計画」という。）、平成29年4月に第3次新潟市食育推進計画（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

本市は、日本有数の農業都市であり、身近に生産される米をはじめ多種多様な野菜や果物、日本海で獲れる新鮮な魚のほか食卓を彩る花など健全な食生活を送れる豊かな環境に恵まれています。しかしながら、高度経済成長期以降、生産者と消費者の距離が拡大するとともに、「食」への関心の希薄化など、食に関する様々な課題が見られます。そのため、行政、教育、保育、保健医療、農林漁業、食品産業などの関係者が連携して、これらの課題に対して総合的、計画的に取り組んでいくことが重要となっています。

本計画は、第3次計画策定後の5年間の取組を総括し、取組の成果と課題の整理を行い、食育が市民の皆様に理解され、より一層関心が高まり実践へと結びつくことを目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

2. 施策についての基本的な方針

本計画では、新潟市食育推進条例の基本理念及び施策の基本となる事項を踏まえ、食育推進に関する施策を講ずるものとします。

条例の基本理念、施策の基本となる事項（概要）

基本理念（第3条）

- ① 心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
- ② 自発的な意思の尊重、家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的な連携
- ③ 特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④ 生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

施策の基本となる事項（第11条～第18条）

- ① 家庭における食育の推進
 - ・市民の健全な食習慣の確立
- ② 学校、保育所等における食育の推進
 - ・食に関する指導内容・指導体制の充実や学校給食等の活用等
- ③ 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
食育の専門的知識を有する者の養成や活用、保健所、医療機関等による食育の普及啓発活動の推進
- ④ 地域の力を生かした食育の推進
 - ・高齢者、地域コミュニティ協議会、食生活改善推進委員等の地域の力を生かした食育の推進
- ⑤ 生産者と消費者との交流
 - ・信頼関係の構築
 - ・自然の恩恵等が育まれ、地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費
- ⑥ 地産地消の促進
 - ・農林水産物の地域における積極的な消費や学校、保育所等における利用の促進
- ⑦ 食文化の継承のための支援
 - ・地域の特色ある食文化の継承
- ⑧ 食育の普及啓発等
 - ・食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信

3. 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、にいがた未来ビジョン、その他の本市の関連計画、指針などと整合性を図りながら実施するものとします。

4. 計画の期間

第4次新潟市食育推進計画（以下「第4次計画」という。）の期間は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする5年間とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

第2章 食をめぐる現状と課題

1. 本市の現状と特徴

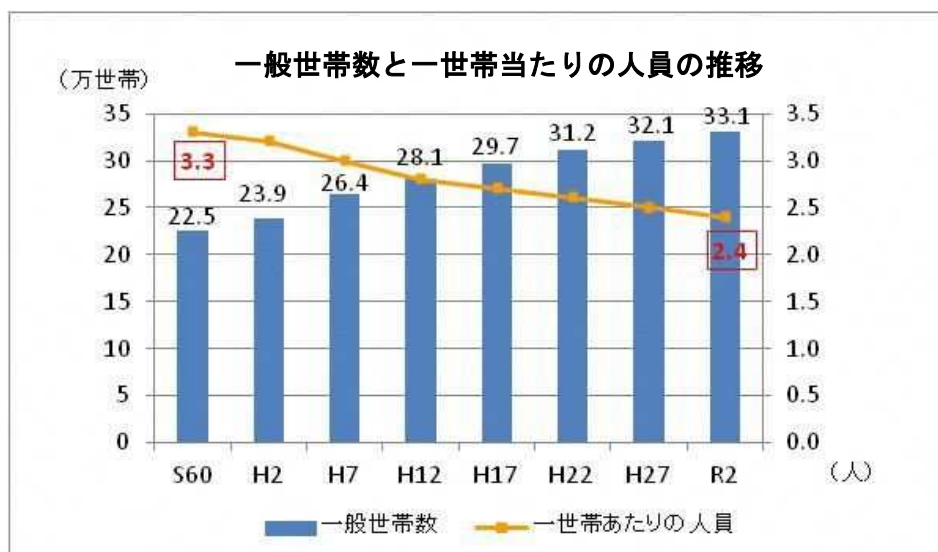
(1) 人口および世帯構造

本市の人口は、平成17年の81.4万人をピークに減少傾向にある中で、65歳以上の高齢者の割合は令和2年に29.8%となり、令和27年には38.6%に達する推定です。



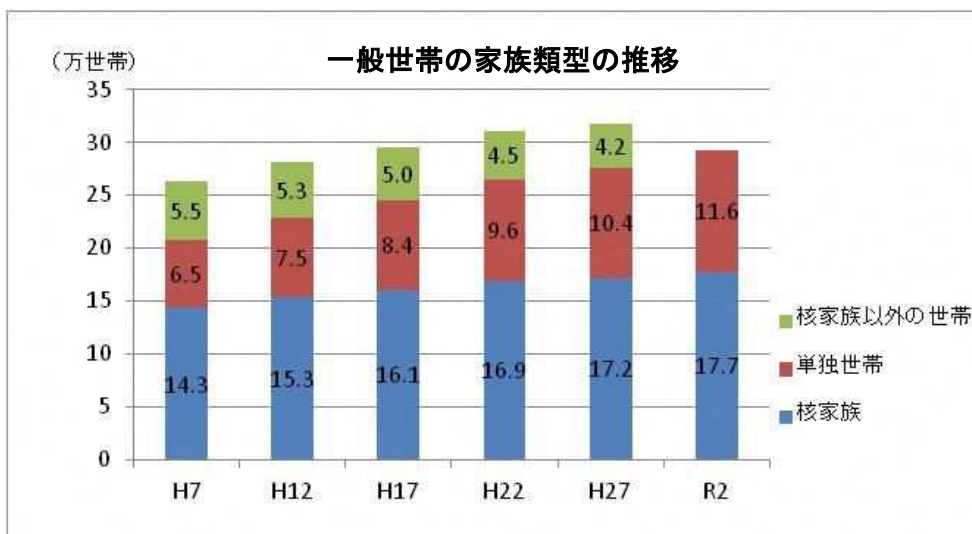
資料：総務省「令和2年国勢調査」、新潟市「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果の概要」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

一般世帯数は年々増加しており、令和2年度には33万世帯を超えましたが、一世帯あたりの世帯人員は年々減少を続けています。



資料：総務省「令和2年国勢調査」、新潟市「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果の概要」

生活環境の変化や少子高齢化により、核家族世帯および単独世帯数が増加しています。従来、家庭で担われてきた食文化の継承等の希薄化が懸念されるとともに、栄養バランスを意識した外食や中食の利用、地域での共食の推進など、各関係者間で連携した食環境の整備が大切です。



資料：総務省「令和2年国勢調査」、新潟市「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果の概要」

農業に関連したデータを提示

2. 第3次新潟市食育推進計画の評価

(1) 第3次計画の概要

第3次計画では、「にいがた流食生活」の推進を施策の柱とし、市民が望ましい食生活を実践していくために必要な取り組みを明確にするため、下記の4つのテーマと目標を設定し、食育の推進に向けて取り組んできました。

【目標とテーマ】

テーマ	4つのテーマが示す目標
1 えらぶ	<u>健康や環境に配慮しながら、自らの食を「えらぶ」ことができる</u> 食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけ、栄養バランスに配慮した食事等の望ましい食習慣を自ら実践できることを目指します。
2 つくる	<u>食文化を受け継ぎながら、自ら「つくる」ことができる</u> 栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践と、郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化の継承を目指します。
3 たべる	<u>生涯にわたって健康で楽しく「たべる」ことができる</u> 健全な食生活により生活習慣病予防等の健康寿命の延伸を図り、また家族や友人と一緒に食卓を囲んで食の大切さや楽しさを実感できることを目指します。
4 育てる	<u>にいがたの誇る豊かな食と農の体験を通じて生きる力を「育てる」</u> 食は農家などの生産者や身近な食材を調理する人などを始めとして 多くの人々によって支えられていることに感謝し、食べ物や環境を大切に思う気持ちを育むことを目指します。

【施策展開の視点】

これまでの食育推進の取り組み状況や成果などから、以下の3項目を第3次計画の施策展開の視点として食育の推進に取り組みました。

1. 「関心から実践へ」体験機会のさらなる充実
2. 体験機会の対象やテーマの明確化
3. 人材の育成・確保

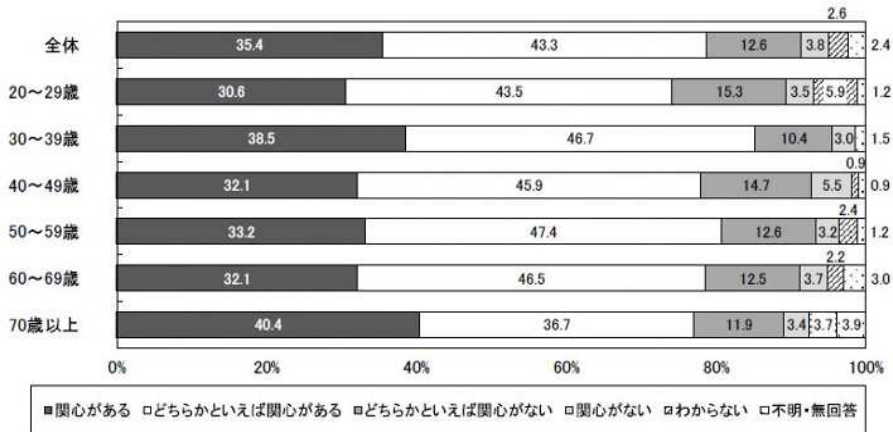
(2) 第3次計画の指標達成状況とテーマ別評価

No.	指標	対象	策定時 (H28)	最新値	目標値 (R3)	評価	
1 えらぶ							
1	「食(食事や食習慣)」に関心を持っている市民の割合	20歳以上	83.8%	78.7%	90.0%	C	
2	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践している市民の割合	20歳以上	62.4%	65.3%	75.0%	C	
3	身近な場所でとれた食材を選ぶ市民の割合	20歳以上	74.8%	77.0%	80.0%	C	
4	食べ物を無駄にしないよう行動している市民の割合	20歳以上	84.8%	83.5%	90.0%	C	
5	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断することができる市民の割合	20歳以上	63.3%	75.7%	80.0%	B	
		20歳代・30歳代	53.4%	65.7%	65.0%	A	
2 つくる							
6	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	市内産	16.6%	14.7%	16.0%	D	
		<参考>県内産	31.3%	29.3%	-	-	
7	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法が大切だと思う市民の割合	20歳以上	82.0%	77.9%	85.0%	C	
8	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを受け継いでいる市民の割合	20歳以上	54.7%	52.6%	70.0%	C	
		<参考>受け継ぎ、 伝えている	37.5%	-	-	-	
		20歳代・30歳代	48.7%	45.9%	60.0%	C	
9	新潟市食育マスター派遣事業の実施回数	実施回数	200回	-	200回	E	
10	拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数 (主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等)	実施回数	173回	271回	200回	A	
3 たべる							
11	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	20歳以上	67.1%	79.1%	80.0%	B	
		20歳代・30歳代	49.5%	65.4%	70.0%	B	
12	ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合	20歳以上	51.6%	56.7%	55.0%	A	
13	朝食を欠食する市民の割合	20歳代・30歳代	19.5%	21.1%	15.0%以下	C	
		小・中学生	1.5%	2.0%	0.0%	D	
		<参考>小学生	1.1%	1.4%	-	-	
		<参考>中学生	1.9%	2.4%	-	-	
14	「共食」が大切だと思う市民の割合	20歳以上	85.6%	84.1%	90.0%	C	
15	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	20歳以上	9.9回	9.6回	11回	C	
4 育てる							
16	農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合の増加	-	27.2%	27.6%	40.0%	C	
17	農業体験学習を実施している小学校の割合	市立小学校	100%	100%	100%	A	
18	食育の推進に関わるボランティアの数 (新潟市食育マスター)	食育マスター 登録数	101人・団体	56人・団体	100人・団体	D	
		<参考>食生活改善推進委員	456人	412人	-	-	
再	19	新潟市食育マスター派遣事業の実施回数	実施回数	200回	-	200回	E
再	20	拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数 (主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等)	実施回数	173回	271回	200回	A

○ 食（食事や食習慣）への関心度

市民の食に対する関心度は、策定時からほぼ変化がありません。「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合は、特に 20 歳代で最も低く、これから親世代となる若い世代の食への関心を高めていくことが重要です。

食（食事や食習慣）への関心度

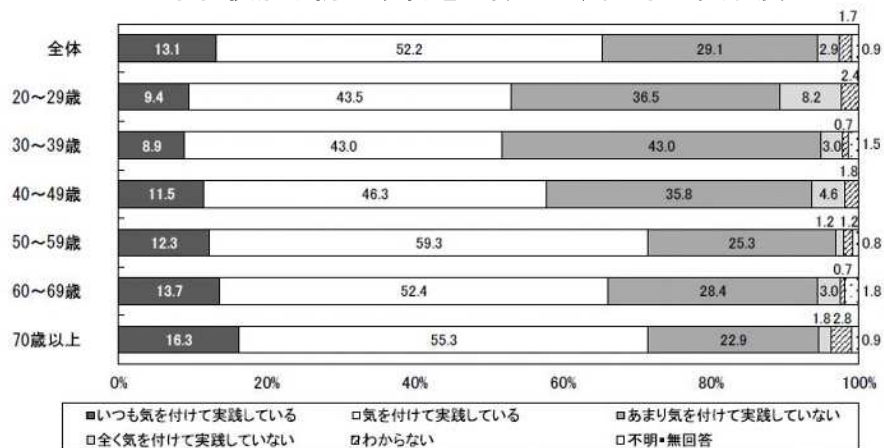


○ 生活習慣病予防や改善を意識した食生活の実践度

生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践している市民の割合は 20 歳代、30 歳代の若い世代で低くなっています。

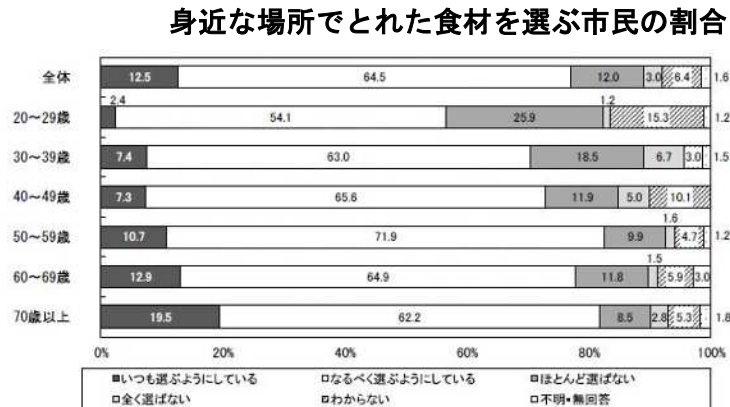
生活習慣病の予防のためには、身体への影響が出始める前の、子どもや若い年代の頃から、意識せずとも主体的な行動を実践できるよう啓発を行うことが必要です。

生活習慣病予防や改善を意識した食生活の実践度



○ 地産地消の実践度

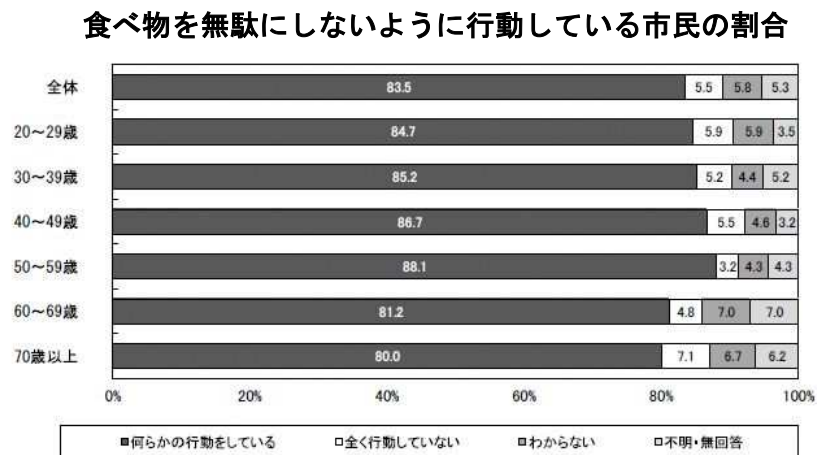
「身近な場所でとれた食材を選ぶ市民の割合は、策定時からほぼ変化がありません。特に20歳代において「いつも選ぶようにしている」「なるべく選ぶようにしている」と回答した割合が低くなっています。



○ 食べ物を無駄にしないための行動の実践度

日本では、まだ食べることのできる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。市民の行動の実践については策定時とほぼ変化がありませんでした。

食品ロス削減の必要性を理解して行動し、食を大切にする感謝の念と「もったいない」という気持ちを育てることは、持続可能な食の推進に不可欠であり、より具体的な行動例を示しながら引き続き普及啓発を図ります。

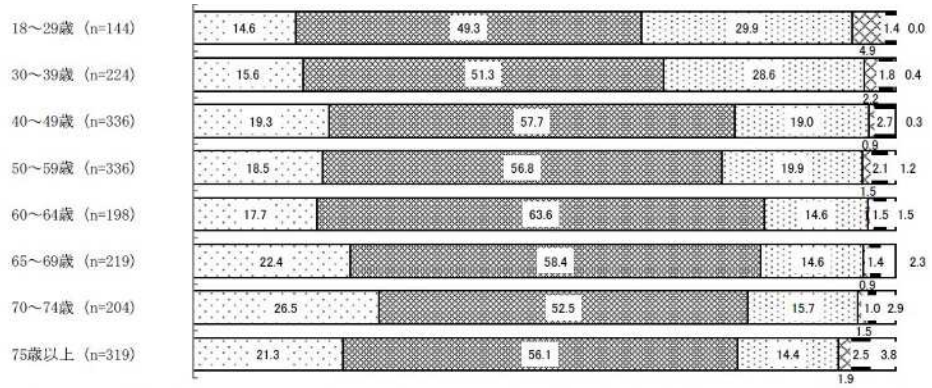


コラム：食品ロスについて

○ 食品の安全性に関する知識をもち、判断できる

食品の安全性について基礎的な知識をもち、自ら判断することができる市民の割合は、20歳代・30歳代の若い世代において目標を達成し、全世代においても策定時から改善傾向がみられました。

食品の安全性に関する知識をもち、自ら判断できる市民の割合

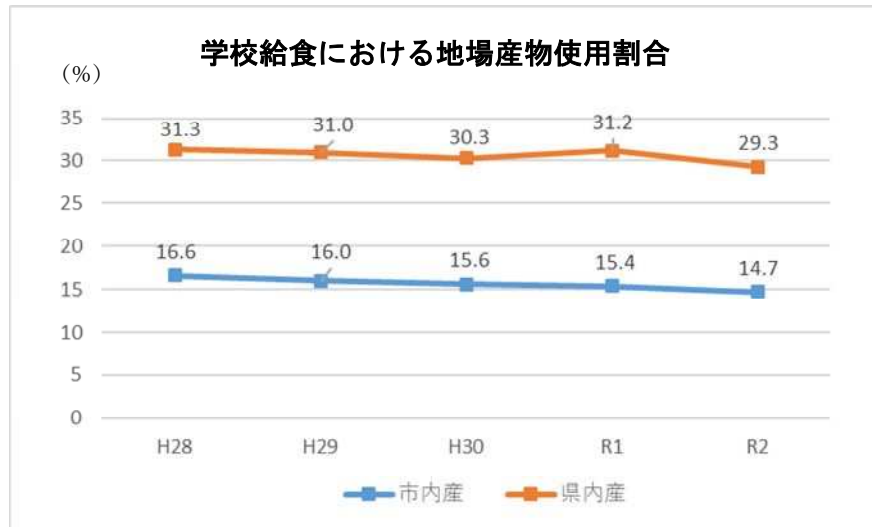


コラム：食品表示について

○ 学校給食における地場産物使用割合

市内産物の使用を推進しましたが、天候等の影響による食材料費の値上げなどにより、使用率は年々減少傾向にあり、策定時より悪化しています。

学校給食は、子どもたちの食や食文化への関心を高める、貴重な生きた教材であることから、引き続き使用を推進するとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

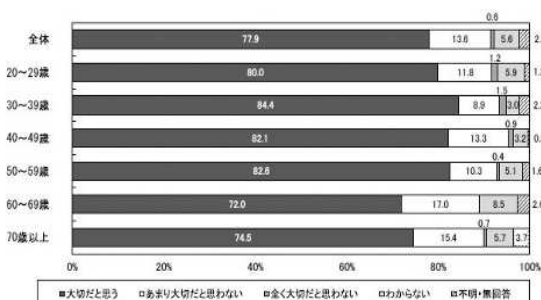


○ 食文化の継承

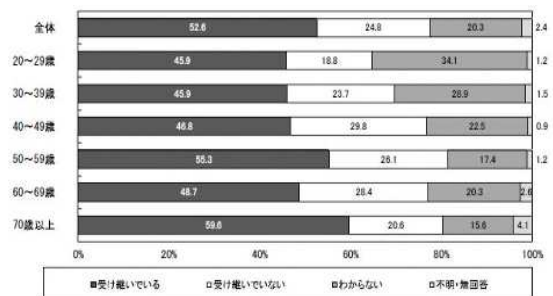
食文化の継承に関しては、策定時からほぼ変化がありません。30歳代から50歳代の子育て世代においては「大切だと思う」と回答した人の割合が8割を超えているものの、実際に「受け継いでいる」と回答した人の割合は低くなっています。

核家族の増加や地域コミュニティの希薄化により、受け継ぐ場面そのものが消失していると考えられることから、本市の食材や食文化に関わる人材と連携した取り組みにより、様々な場面での普及啓発を図ることが、食文化の継承につながっていくと考えられます。

受け継がれてきた料理や作法を大切だと思う市民の割合



受け継がれてきた料理や作法を受け継いでいる市民の割合



コラム：和食のユネスコ登録について

○ **食育マスター派遣事業の実施回数**

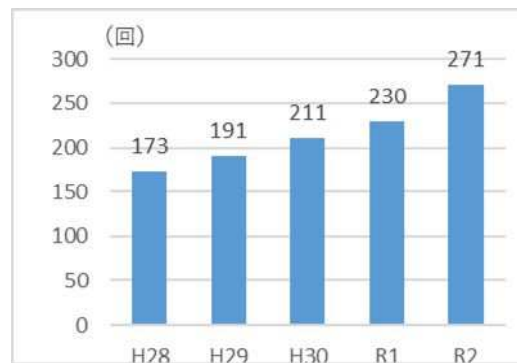
食育マスター制度の変更により、評価不能となりました。

引き続き、地域での食育活動がより広がるよう、食育マスターと連携を図りながら、食育推進事業に取り組んでいきます。

○ **拠点施設における食育の実践を促す事業の実施回数**

食育・花育センターでの各種体験事業の実施回数は、目標を大きく上回り、達成しました。体験機会を得るための食環境として、今後もさらなる食育活動の推進を図るとともに、食に関心のない人に対しての普及啓発にも広げていくことが大切です。

拠点施設における食育推進事業の実施回数

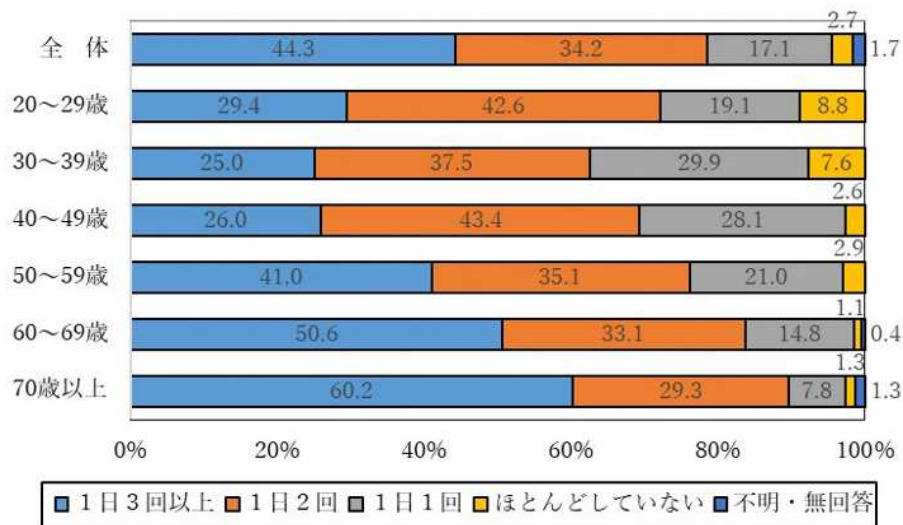


○ 主食・主菜・副菜のそろった食事

主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる頻度は、全世代および20歳代・30歳において、策定時より向上し、改善傾向がみられるものの、若い世代はバランスが崩れやすい傾向となっています。

単独世帯の増加に伴い、利用が増えていくと考えられる外食や中食においても、望ましいバランスの整ったメニューを選択できるよう、引き続き普及啓発を図ります。

主食・主菜・副菜のそろった食事の回数

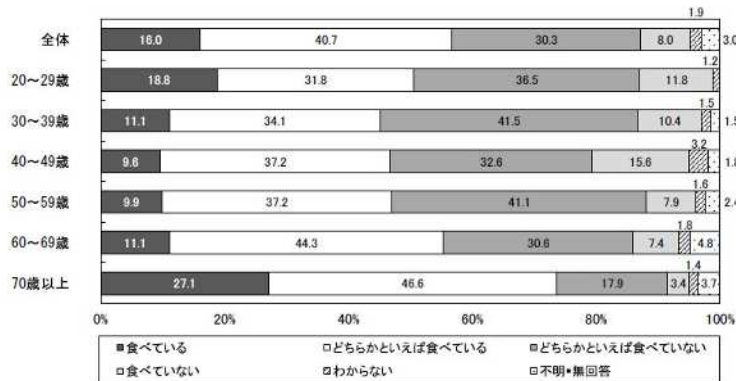


コラム：主食・主菜・副菜のそろった食事について

○ ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合

食べるために大切な歯の健康の視点であり、生活習慣病予防の観点からも大切です。策定時から改善し、目標を達成することができましたが、30歳代から50歳代において「食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した人の割合が他の年代と比較し、低くなっています。口腔機能の改善や維持について、子どもの頃からの実践を促す取組が今後も必要です。

ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合

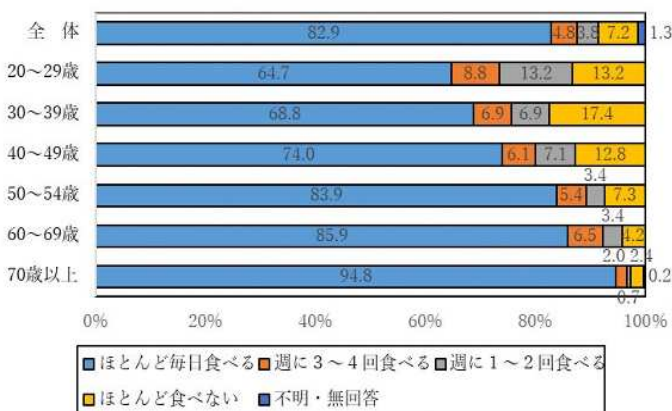


○ 朝食の欠食

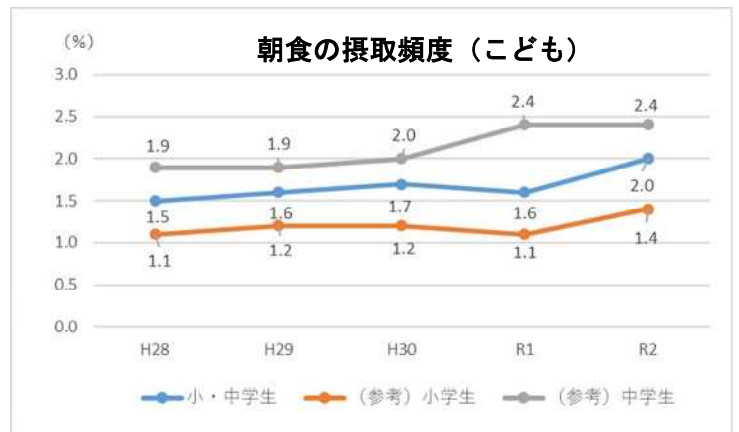
朝食の欠食については、20歳代・30歳代では策定時からほぼ変化がなく、小・中学生では悪化している現状です。年代が上がるにつれ、朝食を「ほとんど毎日食べる」と回答する市民の割合は増加しており、若い世代に対し、具体的な実践に結び付くよう、エビデンスに基づいた普及啓発が大切です。

成長期である小・中学生にとって、朝食の摂取は極めて重要であり、特に30歳代・40歳代の欠食については、子ども達にも影響を及ぼすと考えられることから、家庭のみならず、学校や企業とも連携を図りながら、更なる啓発が必要だと考えられます。

朝食の摂取頻度（大人）



朝食の摂取頻度（子ども）



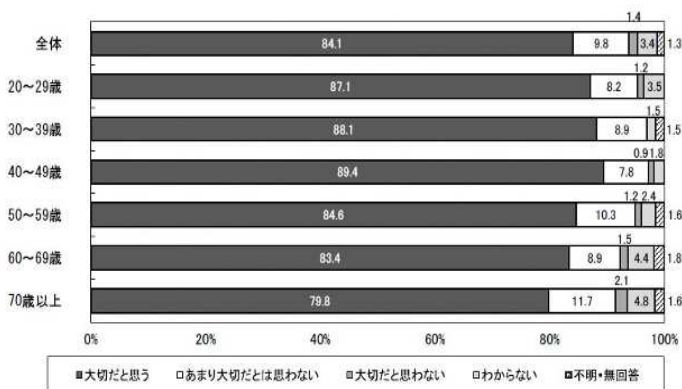
コラム：朝食について

○ 共食の大切さ

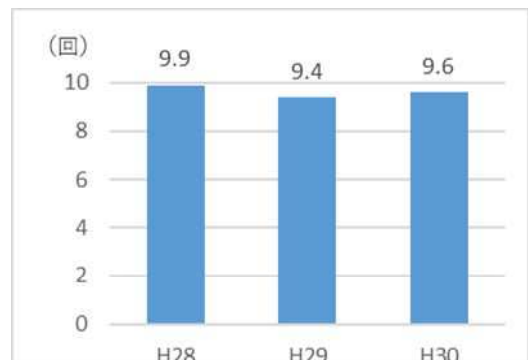
共食を大切だと思う市民の割合および共食の回数については、策定時からほぼ変化がありません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止における黙食により、食の楽しさが失われる懸念がある中で、食を楽しむための、家族や友人、知人等との共食の役割は重要です。「新しい生活様式」の考慮しながら、共食の大切さがより浸透するよう図ることが大切です。

共食を大切だと思う市民の割合



共食の回数（1週間のうち朝食または夕食を家族と一緒に食べた回数）



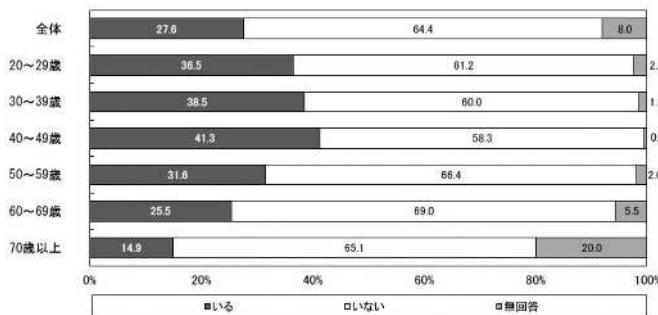
○ **農林漁業体験の経験**

農林漁業体験を経験することは、農との距離が近い本市の特長を生かし、農林漁業体験を通じ、楽しみながら関心を高めるという観点からもとても重要です。

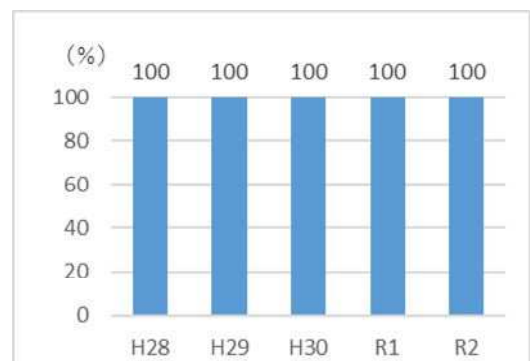
経験した市民（世帯）の割合は、策定時からほぼ変化がありませんが、農林体験学習を実施している小学校の割合は策定時からずっと100%を達成できました。

今後は生産者や保育所、学校や他の関係団体と連携をとりながら、農林漁業体験がより市民へ浸透するよう図るとともに、児童に対しては「本市の農業への誇りが醸成されたか」という成果指標をもとに、さらなる普及啓発に取り組んでいきます。

農林漁業体験を経験した市民（世帯）の割合



農業体験学習を実施している小学校の割合



○ **食育ボランティア**

食に関する専門家を「食育マスター」として登録し、学校、職場、市民団体等が行う食育活動へ講師として紹介しています。

令和元年度の制度変更に伴い、登録者数が減少しました。地域での食育活動がより広がるよう、食育マスター制度のPR および積極的な活用を促すことが必要だと考えられます。

食育マスター登録者数

年度	H28 (策定時)	H29	H30	R1	R2	R3
登録者数	101人・団体	112人・団体	56人・団体	56人・団体	56人・団体	55人・団体

(3) 今後の展開にむけた課題

第3次計画では、再掲を除いた18指標、22項目について、計画策定時と最新値を比較したところ、目標達成は4項目、改善傾向がみられた項目は3項目であり、約3割の項目に改善がみられました。

評価区分	項目数	割合
A 目標達成 (目標を達成)	4項目	18.2%
B 改善傾向 (±1割以上の改善)	3項目	13.6%
C 不変 (±1割未満の変化)	11項目	50.0%
D 悪化傾向 (±1割以上の悪化)	3項目	13.6%
E 評価せず (評価不能)	1項目	4.5%

成果

- 「拠点施設等における食育事業の実施回数」や「農業体験学習を実施している小学校の割合」など、体験機会の提供に関して目標を達成できました。
- 「食品の安全性」や「主食・主菜・副菜のそろった食事の頻度」等に関する項目においても、目標達成または改善傾向がみられます。自身の健康に直結する項目であり、様々な機会での広い普及啓発により、市民への浸透につながっていると考えられます。

課題

- 「学校給食での地場産物使用割合」や「こどもの朝食欠食」においては第3次計画策定時より悪化しており、給食を生きた教材として活用し、子どもの食の関心向上や朝食摂取率向上へより一層取り組むことが必要です。
- これから親となっていく20・30歳代を中心として「食への関心」や「朝食摂取率」が低く、食育施策が若い世代へ届いていないと考えられます。
- 「地産地消」「食品ロス」「食文化の継承」等の環境に配慮した行動についても改善がみられず、持続可能な社会の実現にむけ、食育の観点からも推進が必要です。

第4次計画にむけて

- 大学生や働き世代、子育て世代等を中心とした無関心層に対し、幅広い分野である食育のうち1つでも「楽しい」と感じることから、関心向上を目指します。
- 本市の目指す食育について、市民目線でわかりやすく、実践につながる具体的な普及啓発により、より浸透を図ることが必要です。
- 新たな日常において、デジタル技術を活用し、日々の時間的ゆとりのない中でも負担なく、主体的に食育を実践できる人を育てる取り組みを推進します。

第3章 第4次新潟市食育推進計画

本計画は、新潟市食育推進条例の基本理念に基づき、食を取り巻く現状から見えてきた課題や、第3次計画の評価を踏まえ、市民運動にふさわしい目標の達成に向けて、食育のさらなる推進を図ります。

1. 基本理念

次に掲げる基本理念にのっとり、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とします。

- ①心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
- ②自発的な意思の尊重、家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的な連携
- ③特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

第3次計画の評価や、食をとりまく現状から見えてきた課題をふまえて、新潟市民が「食べることは生きること」を基本として捉え、環境に配慮しながら、新潟の食へ自発的に関心と誇りをもつことを目指し、第4次新潟市食育推進計画の基本理念を設定します。

【キーワード】 はじめよう！楽しくたべて、えがおの輪

2. 基本目標

第3次計画では、20～30歳代の若い世代において食への関心度低下や朝食の欠食など、多くの課題が残りました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から家庭内食が増加し、新しい生活様式に対応したデジタル化の推進など、社会情勢の変化も見られます。

第4次計画では、こうした状況やこれまでの取組成果と課題を踏まえ、豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという、新潟市の特色ある基盤を生かし、新潟市民が「食べることは生きること」を基本として捉え、環境に配慮しながら、新潟の食へ自発的に関心と誇りをもつことを目指します。

基本目標（1）食を楽しむ



若い世代や無関心層を中心として、まずは食を楽しむことをきっかけとし、自発的に食へ関心を高めていけるよう、取組を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による家庭内食の増加に対応し、調理体験や収穫体験、食育マスター等による食育活動を通して、共食などの家庭食の重要性の再認識を図りながら、食育への関心を高めることをめざします。

基本目標（2）食を大切にする



私たちの食生活は自然の恩恵の上に成り立っているということを認識し、豊かな自然環境に恵まれた本市の特長を生かし、環境と調和のとれた持続可能な食料生産と消費に向けて、地産地消や食品ロス、新潟の食文化の継承に関する取組を推進します。

基本目標（3）食で健康になる



食は生きる上での基本であり、「食べることは生きること」と認識し、生涯にわたって心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、切れ目のない食育を推進していきます。

子どもや子育て世代を中心とした朝食摂取率の向上や、食に関する正しい情報を選択できるよう取り組むことで、健全な食生活の実践をめざします。

3. 施策の視点・考慮すべき点

計画の推進にあたり、下記の3項目を施策の視点や考慮すべき点として、取組を推進します。

若い世代に対する取組強化

- 進学や就職で生活環境が変化し、食生活の自立が求められることから、食への課題が多い学生や働き世代等の若い世代へ、大学や企業等と連携を図りながら重点的に取り組み、食への関心を高めます。
- 子育て世代の食環境は子どもの基本的な生活習慣の基礎づくりへの影響力が大きいことから、家族で健全な食生活を実践することができるよう、食や健康への関心を高める取組を推進します。
- 様々な食体験を通じ、「楽しい」から始まる普及啓発を行い、無関心層へ働きかけます。

「新たな日常」への対応

- 「新たな日常」「新しい生活様式」による暮らしの変化を踏まえ、デジタル化に対応し、ICT等を活用した新しい視点での効果的な情報発信に取り組みます。
- 在宅時間の増加傾向を踏まえ、家庭における食育の推進を図ります。

食育の推進によるSDGsへの貢献

○2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals ; 持続可能な開発目標)」の2030年までの達成に向け、国際社会全体で取組が進行しています。

食育の推進は17の目標のうち、特に「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」について、貢献することが可能であると考えられています。

食育を通して、健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承、食品ロスの削減など、SDGsへの貢献を視野に入れ、推進を図ります。



4. 施策の体系図

新潟市食育推進条例における目的

- ①市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む
- ②いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“新潟”の実現

基本目標1

食を楽しむ

基本目標2

食を大切にする

基本目標3

食で健康になる

施策の視点・考慮すべき点

若い世代に対する取組強化

「新たな日常」への対応

SDGs への貢献

6つの基本的施策と主な取組

1. 市民運動としての食育の推進

- (1) 継続的な食育推進運動
- (2) 各種団体等との連携・協力体制の確立
- (3) 地域の力を生かした食育の推進
- (4) 拠点施設における食育の推進
- (5) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信

2. 家庭における食育の推進

- (1) 望ましい食習慣や知識の習得
- (2) 妊産婦や乳幼児に関する食育の推進
- (3) 男女共同参画を踏まえた食育の推進
- (4) 在宅時間を活用した食育の推進

3. 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 保育所、幼稚園における食育の推進
- (2) 小・中学校における食育の推進
- (3) 給食を通じた食育活動の推進
- (4) 高校、大学等における食育の推進

4. 地域および職場における食育の推進

- (1) 日本型食生活の推進
- (2) 健康寿命延伸につながる食育の推進
- (3) 職場における食育の推進
- (4) 専門的知識を有する人材の活用の推進
- (5) 地域における共食の推進

5. 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 農林漁業体験を通じた食育の推進
- (2) 地産地消の促進
- (3) 食文化の継承につながる食育の推進
- (4) 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組
- (5) 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進

6. 食の安全・安心に関する食育の推進

- (1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進
- (2) 食品表示の理解促進
- (3) 基礎的な調査・研究等の実施および情報提供



新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

5. 数値目標

施策の評価や達成度を把握するため、「数値目標」を設定し、その目標値の達成に向けて、施策を進めることとします。

No.	項目	現状値	目標値 (令和8年度)	所管課	出典
(1) 食を楽しむ					
1	食べることを「楽しい」と思う市民の割合			食と花の推進課	(1)
2	1日に1回以上、誰か(家族・友人・知人等)と一緒に食事をしている市民の割合			食と花の推進課	(1)
3	農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合			食と花の推進課	(1)
4	アグリ・スタディ・プログラムを体験し、本市の農業への誇りが醸成された小・中学生の割合			食と花の推進課	(2)
(2) 食を大切にする					
5	身近な場所でとれた食材を選ぶ市民の割合			食と花の推進課	(1)
6	「食品ロス」を減らすために取り組んでいる市民の割合			循環社会推進課 食と花の推進課	(1)
7	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)			保健給食課	(3)
8	栄養教諭による、地場産物を活用した食に関する指導の取組回数			保健給食課	(4)
9	食文化(郷土料理や行事食)を受け継ぐことを大切だと思う市民の割合			食と花の推進課	(1)
(3) 食で健康になる					
10	「主食」、「主菜」、「副菜」の言葉や意味を知っている市民の割合	18歳以上		健康増進課	(1)
		子育て世代			(5)
11	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	18歳以上		食と花の推進課	(1)
		子育て世代			(5)
12	朝食を欠食する市民の割合	子育て世代			(5)
		小中学生		保健給食課	(2)

- 【出典一覧】 (1) 令和3年度「食育」に関する市民アンケート調査(食と花の推進課)
 (2) 令和3年度 生活・学習意識調査(新潟市教育委員会)
 (3) 地場農林水産物の年間使用食品数調査(保健給食課)
 (4)
 (5) 子育て世代対象「食」に関するアンケート調査(食と花の推進課)

第4章 食育施策の展開

1. 基本施策ごとの主な取組

6つの基本的な施策について、それぞれの施策ごとに推進する主な取り組みを掲げます。

(1) 市民運動としての食育の推進



食育の推進にあたっては、教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア、食育活動に携わる専門家等の関係者と多様に連携・協働し、明るく楽しく、市民一人ひとりが自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を通して理解の増進を図り、継続的な食育推進運動を展開していくことが必要です。

① 継続的な食育推進運動

- 国が定めた「食育月間」（毎年6月）及び「食育の日」（毎月19日）に合わせ、各種広報媒体を活用した普及啓発を通じて、食育についての意識掲揚を図る。
- ホームページやSNS等を活用し、継続的に食育情報を発信する。



「食育の日」の取組



6月、10月、3月を重点月間とし、市民に身近な場所で食育を普及啓発するため、市内の「食育の協力店」と連携して、バランスのよい食育メニューの提供や地場産食材の集合販売等の取組を実施しています。

▲のぼり旗と「食育の日」普及チラシ

② 各種団体等との連携・協力体制の確立

- 各種団体等との連携・協力が迅速に図れるよう、新潟市食育推進会議を中核として、関係者の意見交換の場を設ける。
- 食育に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、庁内関係課との連携を図る。

- 優れた食育活動を行っている団体などの取組を把握、周知を図るとともに、各種表彰について検討し、食育活動の広がりを支援する。

③ 地域の力を生かした食育の推進

- 食に関する豊富な経験や知識、優れた技術を有する個人や団体を登録・紹介する「食育マスター制度」による地域における食育活動を推進する。
- 食生活改善推進委員や運動普及推進委員と連携し、地域の特性やニーズに応じた各種講習会、講座を実施する。
- 地域における健康づくり、食育推進の担い手である食生活改善推進委員の養成講座として、健康栄養セミナーを実施し、併せて、食生活改善推進委員の資質向上を図るため、全体研修会や地域単位の研修会、勉強会を実施する。

④ 拠点施設における食育の推進

- 食育・花育センターにおいて、米を中心とした日本型食生活の実践につながる料理教室を実施する。
- 多種多様な食材・食文化・健康づくり等の実践につながる食育ミニ体験を実施する。
- 幼児、小学生を中心に、団体体験プログラムを実施し、楽しみながら食に関する知識の習得を図る。
- 館内の展示物や体験コーナーを整備するとともに、視察者や来場者へ館内ガイドを実施する。

食育・花育センターの取組



新潟市の食育拠点施設である食育・花育センターでは、来館者が体験的に学べる展示物や体験コーナーの設置や子ども達への団体体験プログラムを実施し、食育を推進しています。

▲「食事バランスチェック」 ▲団体体験プログラム

⑤ あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信

- 市報にいがたや区役所だより等の広報紙をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等の情報媒体を有効に活用して、本市の食育推進に関する情報の発信及び食育の普及啓発を行う。

- 市報にいがたや区役所だよりなどの広報紙や SNS 等に食育、地産地消、健康づくりに関連するレシピおよび食育情報を掲載するなどの情報発信を行う。
- 新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」を通じた普及啓発。
- 各種普及資材を作成し、イベント等を通じ広く市民へ普及啓発を行う。

各種広報媒体・普及資材を活用した取組



▲新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

maika_niigata



▲まいかちゃん公式 SNS

maika_niigata_city



▲クックパッド
「新潟市のキッチン」

コラム：食育ピクトグラム

(2) 家庭における食育の推進



望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくためには、子どもの頃からの食育が重要です。市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、男女共同参画の視点を踏まえ、生涯にわたって切れ目なく心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うとともに、次世代へ伝えつなげていけるよう取り組みます。

家族形態の変化やライフスタイルの多様化も考慮し、保護者が負担なく食育への理解を深められるよう、実現可能かつ具体的な取り組みの普及啓発が必要です。

① 望ましい食習慣や知識の習得

- 家庭教育の大切さを再確認するとともに、家庭・学校・地域が共に連携して子どもを見守り、育むことの大切さを伝え、地域コミュニティを推進するための意識啓発を図るため、家庭教育フォーラムを開催する。
- 子どもの基本的な生活習慣形成のため、朝食の効用などについて情報提供を行うなど、朝食摂取や早寝早起きなど生活リズムを向上させるよう取り組む。
- 親子料理教室など食を楽しむ体験を通じて、健康づくりや食事の作り方、地域に根ざした郷土食等、食に関する知識や技術を習得する機会を積極的に提供する。
- 給食の試食会や給食だよりの発行など、学校や保育所等を通じて、保護者への食育の重要性や地場農産物に関する知識等の普及を行う。
- 家庭教育への意識啓発と家庭の教育力の向上を図るため、就学時健診時または入学前学校説明会等の機会をとらえ、家庭教育に関する講演会等を開催する。
- 小児生活習慣病予防における「児童生徒の生活習慣病健診」の事後指導の場でも食指導を含む生活習慣の指導を実施する。
- 生活習慣病予防、健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を図るため、地域保健福祉センター等において各種健康教育、健康相談を実施する。
- 高齢者が要介護、要支援となることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営み、一人一人が生きがいや自己実現のための取り組みができるよう、運動器や口腔器の機能向上や、栄養改善について支援を行う

② 妊産婦や乳幼児に関する食育の推進

- 安産教室等において母子健康手帳、リーフレット等を活用し、妊産婦の望ましい食生活について相談及び指導を行う。
- 離乳食講習会や乳幼児健診、育児相談等の実施を通して、乳幼児期の望ましい食生活について、相談及び指導を行う。

③ 男女共同参画を踏まえた食育の推進

- 男女共同参画の視点を踏まえ、「男の料理教室」や子育て期の男性向けの講座を開催し、男性に対する食育の理解の増進を図る。
- 食育・花育センター主催の料理教室において、男性向け料理教室、親子や家族での参加が可能な教室を開催する。

④ 在宅時間を活用した食育の推進

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や暮らし方の変化に伴う在宅時間の増加を踏まえ、家族との共食や自宅料理への意識が高まるな働きかけを行う。

(3) 学校、保育所等における食育の推進



学校、保育所等は、子どもの成長・発達段階に応じ、基本的な生活習慣を身につける場として重要な役割を担っています。

家庭や地域と連携しつつ、子どもたちが楽しみながら食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組むことが必要です。また、栄養教諭等を核として、食育指導や学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進します。

① 保育所、幼稚園における食育の推進

- 保育所、幼稚園の教職員対象に食育研修会を開催し、食育の重要性について意識啓発を行う。
- 保育所、幼稚園において、クッキング保育や野菜の栽培など楽しい体験活動を通して、自然や食に対して興味を持つことができるよう努める。
- 子どもは保護者の食生活の影響を大きく受けることから、保護者対象に試食会や親子クッキング等を実施し、子どもと保護者の食育・健康づくりを推進する。
- プランターや小さな菜園を利用した野菜作りを通して家庭や地域と連携し、子どもたちの食への関心を深め、大事に育てた作物を収穫し調理することの楽しさや達成感を感じる取り組みを行う。
- 子どもたちを取り巻く環境や発育・発達過程を踏まえた食育計画を作成し、適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着など、「食を営む力」の基礎が培われるよう支援する。

② 小・中学校における食育の推進

- 食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、学校における食育推進の中心的役割を果たす職として、栄養教諭の配置を進める、学校栄養職員の栄養教諭への任用切り替えを行う選考検査を実施し、市立小中学校に配置する。
- 教職員を対象にした食育や農業体験に関する研修会を開催するなど、食育や農業体験の重要性に関する教職員の意識啓発を行う。
- 実践事例紹介も含めた栄養教諭・学校栄養職員の研修会（総合教育センター主催）や給食主任研修会を開催する。
- 学校における食の指導の充実を図るため、「食に関する指導実践事例集」を作成し、各学校へ配布して、実践に生かすよう働きかけを行う。
- 地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員協議会等、地域の団体や人と連携する。
- 生活習慣病健診における協力医療機関の充実を図るとともに、生活習慣病健診事後指導における地域保健福祉センター（保健師、栄養士）との連携を図る。

- やせ過ぎや肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態改善のために必要な知識の普及や実践を促すため、生活習慣病予防のためのパンフレット改善を図りながら配布し、予防啓発を図る。
- 「アグリ・スタディ・プログラム」（農業体験学習プログラム）や教育ファームである「アグリパーク」のほか、「いくとぴあ食花」の有効活用を学校や園に促す。
- 地域の農家の指導のもと、田植え、稲刈り、収穫祭等、年間の農作業体験を通じて、農業及び米に対する理解を深めてもらうため、学校教育田設置事業を行い、設置に係る費用を助成する。

③ 給食を通じた食育活動の推進

- 学校給食を「生きた教材」として積極的に活用し、子どもたちが食に関する正しい知識や食習慣について理解し、望ましい食習慣を形成することを促進する。また、地元野菜・果物を収穫し給食食材とする体験学習を実施する。
- 地域の特色を生かした地場産学校給食として、地域の食材についての学習や収穫体験を通じて理解を深めるとともに、生産者との交流給食会などにより、食や食に関わる人々への感謝の気持ちを深めるよう努める。
- 給食だよりの発行や、保護者及び地域の人を対象とした給食試食会等を通じて、家庭、地域との連携強化を図る。
- 子どもたちが地域の食文化への理解を深めるよう、地域で生産された食材や地域の伝統的な料理を取り入れるなど、地域の特色を生かした学校給食を実施する。
- 子どもたちが地元でとれた米や旬の食材のおいしさがわかるよう、市場及び流通関係業者等との連携・協働のもと、学校給食における地産地消を進める。
- 各区において、地元特産品を給食に使用し、児童や生徒に地場産の良さを知らせると共に、協力者の方々との収穫体験等を通して交流を図り、地場産物提供の推進に努める。
- 調理員等を招いた招待給食や講演会を開催するなど、子どもたちが、給食に関わる人々とのコミュニケーションを通して、食べ物や食に関わる人々への感謝の気持ちを深めるよう取り組む。
- 子どもたちが、あいさつや箸の使い方などの食事の作法やよくかんで食べるなどの望ましい食習慣を身に付けるよう給食時間における指導の充実に努める。
- 子どもたちが、日本型食生活の良さを自然と理解できるよう、完全米飯給食を実施する。

④ 高校、大学等における食育の推進

- 県との連携を図りながら、高校等において、中学校卒業後の子どもに対する食育を推進するための仕組みづくりについて検討する

- 大学の学生食堂等において、地域の食材の使用や地域の伝統料理を取り入れたメニューの提供等、食堂の事業者等による自発的な食育推進を促進する。
- 大学等と連携し、学生へのヒアリングや意見交換、共同のレシピ考案等、若い世代の視点を取り入れた取り組みを進める。
- インターネット、SNS 等のデジタル化の活用により、食に関する理解や関心が高められるように効果的な情報提供を行う。

コラム：食生活指針

コラム：食事バランスガイド

(4) 地域および職場における食育の推進



世帯構造の変化や生活の多様化に伴い、全ての世代における健全な食生活の実践には、食育を地域に密着した取組として推進していくことが重要です。また、アプローチが届きにくい働き世代へ普及啓発を図るためには、健康経営が広がっていることを契機とし、職場において食育に取り組むことが必要です。

各団体や関係者で課題を共有し、特性を生かした連携を図りながら、食育を推進します。

① 日本型食生活の推進

- 「食育ガイド」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」に基づいた、日本型食生活の推進に向けた取り組みを実施する。
- 「食育の日」を契機に、飲食店やスーパーマーケットなど、市民に身近な場所で食育を普及するため、リーフレットやレシピ、ポスターやのぼり旗等の共通の普及資材を提供するほか、自発的な取り組みとして、バランスが整った食育メニューの提案などを促進する。
- 各講習会や料理教室、ホームページや SNS 等において、バランスの整った日本型食生活の普及啓発を行い、定着化を図る。
- 事業所給食施設の利用者への健康づくりの支援として、食卓メモ・ポスター等による健康情報の提供に取り組む。

② 健康寿命の延伸につながる食育の推進

- 食育を通じた健康づくり、生活習慣病予防、健康寿命延伸が図れるよう、保健所、区が実施する健康教育を通して普及・啓発を行う。
- 食事の提供とともに対象者への食育や栄養指導、栄養アセスメントなどを実施している各給食施設に対し、定期的に巡回指導を行い、適切な栄養管理や食育を展開するための指導を行う。
- 食育月間や食生活改善普及運動月間、健康増進普及月間に合わせ、各関連事業において望ましい食生活に関する知識の普及啓発に努める。
- 特定健康診断等の結果から普段の生活を見直し、健康的な生活を送れるよう、特定保健指導や健康相談を実施する。
- 乳幼児歯科健診や園・学校での巡回歯科指導、市政さわやかトーク宅配便等、「噛むこと」の重要性などの内容を盛り込んだ歯科保健指導を行う。
- 食育・花育センター主催の料理教室等において、栄養士会や食生活改善推進委員と連携した、健康づくりをテーマにした講座を開催する。

- 各地域の健康課題に基づき、健康寿命延伸にむけた取り組みを実施する。
- 健康づくりに配慮したメニューを提供する市内の飲食店を登録し、食育や健康づくり、望ましい食生活に関する情報提供を行う。

③ 職場における食育の推進

- 特定給食施設指導を通じ、施設管理者や栄養管理責任者に対し、給食利用者の栄養管理や食育の取り組みの重要性を訴え、対象者への栄養教育、情報発信等の取り組みの促進を図る。
- 社員食堂等において、健康に配慮したメニューの提供や食育関連情報の掲示を促進する。

④ 専門的知識を有する人材の活用の推進

- 食生活改善推進委員等のボランティアの養成やボランティア活動を推進する団体、食に関する専門的知識・技術を有する団体等と連携を図ることにより、食育推進活動を担う人材の養成や活動を促進する。
- 栄養士や調理師等を養成する学校等に対して、本市の食育推進に関する幅広い情報を提供するなど、本市の食育推進の担い手として自発的かつ積極的に様々な活動を行うよう支援する。
- 食育に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する人材を「新潟市食育マスター」として登録し、学校、職場、市民団体等の要請に応じて、団体等が実施する食育活動における講師、指導者等として紹介し、地域住民による自発的な取り組みを促進する。

⑤ 地域における共食の推進

- 地域での様々な共食および交流の場として重要である、子ども食堂や地域の茶の間など、対し、運営や立ち上げに関する支援を行うとともに、食育や健康づくりについての普及啓発を図る。

コラム：こども食堂

(5) 環境に配慮した食育の推進



都市と田園が共存する本市の特性を生かして、生産者と消費者の交流を促進することにより、両者の信頼関係が構築され、市民の自然の恩恵や食に関わる人々に対する感謝の念、環境や物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境との調和のとれた食料の生産と消費が行われるよう取り組みます。

SDGs を踏まえ、地産地消、本市ならではの食文化の継承、食品ロスの削減等の普及啓発により、環境に配慮した持続可能な食育を推進します。

① 農林漁業体験を通じた食育の推進

- 市民が、自然にふれあい、農林漁業体験に関わることにより、農林水産業に対する理解を深め、地域生産者との交流を促進する。
- 農作業に興味のある市民を農業サポーター(ボランティア)として登録し、農業への理解と労働力を求める農業者に仲介するなど、農村と都市の交流と相互理解を促進する。
- 「市民に親しまれる」農業推進のため、各区と連携し、市民農園・収穫農園などの農業体験教室を実施する。
- 農のある暮らしの楽しみ方を学ぶ場として、農作業や農産物加工の体験、野菜栽培の講座などの開催を通じて、都市の魅力と農業・農村の魅力の双方を味わう都市型グリーン・ツーリズムを推進する。
- いくとぴあ食花やアグリパークなどを活用し、子どもたちや市民に農業や食の体験を通じて、本市が誇る農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの愛情や誇り、生きる力を培う「新潟発わくわく教育ファーム」を推進する。

② 地産地消の促進

- 農林漁業者や流通関係業者等との連携・協力のもと、家庭、学校、職場、飲食店、小売店等、食を提供する様々な場において、本市で生産された食材が積極的に消費されるよう、市民及び関係者に働きかける。また、消費者が地域で生産された食材を手に入れやすくなるよう「地産地消推進の店」の認定などを実施する。
- 地域の直売施設など消費者との交流施設の整備に対して支援するとともに、これらをわかりやすく表示した「地産地消マップ」を作成、ホームページに掲載するなど、生産者と消費者の交流の機会を増やすよう取り組む。
- 地産地消運動を進めるため、「食と花の銘産品」をはじめとする市内産農水畜産物や、それらを販売・活用する直売所、小売店、飲食店等の詳細情報をデータベース化し、市ホームページ「食と花のにいがた地産地消マップ」で広く情報提供を行う。
- 学校給食等において、食材は市内産を優先的に、次いで県内産、国内産の順に使用するようにし、また、各区で地場産野菜を使用できる仕組みづくりを推進する。

- 学校や地域において、市民の地場産物への理解を深める食育を推進するため、地場産農産物を題材にした学習や調理実習、生産者との交流を行う。

③ 食文化の継承につながる食育の推進

- 地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員協議会、豊富な経験と知識やすぐれた技術を有する団体等との連携により、地域の食材の活用や食文化を子ども達に継承する取組を行う。
- 学校給食や食生活改善推進委員等のボランティアが行う地域での講習会等において、伝統的な食文化を取り入れたメニューの提供を促進する。
- 地域の食材や郷土料理を集めたレシピなどの印刷物の作成・配布や、ホームページ、SNS等を活用した情報発信、料理教室の開催を通じて、地域の食文化を普及する。
- 食の専門家を養成する学校等の学生を実習で受け入れ、未来の食文化継承を担う学生の養成について支援を行う。

④ 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組

- 食べ物を無駄なく消費するために「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」などを市民が実践できるように、リーフレットやホームページ、子ども向け学習動画などから情報発信する。
- 食品ロスの普及啓発を目的としたレシピコンテストを実施し、若い世代を中心に広く普及啓発を図る。
- 料理体験や講義、実習、食の常設展示などを通じて、食事に至るまでに生産者や食材を調理する人などをはじめとして、多くの人々に支えられていることを実感してもらい、食べ物を無駄にしないなど、食の大切さについて啓発する。
- 未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動）とその役割を理解し、食品等の寄贈（フードドライブ）の呼びかけを行う。

⑤ 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進

- 市内の給食実施校及び学校給食センターから発生する食べ残し及び調理くずを資源化するため、処理施設において堆肥化処理を実施する。
- 学校給食における調理残さや食べ残しを養豚業者が回収し、そこで豚の餌として活用することで、食品の資源循環を構築する。
- 消費者へ安心・安全な農産物を安定的に供給するため、環境にやさしい農業を実践する農業者の取組みを支援する。

- 生ごみの減量・資源化を推進するため、家庭で手軽に取り組める、市オリジナルの段ボールコンポストの普及啓発事業を実施する。
- 食品関連事業者や消費者の食品リサイクルについての理解を深めるため、印刷物の作成・配布、セミナーの開催等により、食品リサイクルの必要性等について普及・啓発に努める。

(6) 食の安全・安心に関する食育の推進



食に関する情報が氾濫している中で、市民が食の安全・安心、食生活や健康に関する正しい情報を理解し、自ら食品を選択する力を培えるよう、農林漁業者や食品関連事業者等と連携し、食育を推進します。

① 食品の安全性に関する知識と理解の増進

- 食中毒情報や食肉の安全性、食品衛生の知識等の基本的な情報について、市報にいがたや区役所だより等の広報紙、ホームページ、出前講座等によりわかりやすく提供し、市民や関係者の理解を促進する。
- 科学的知見に基づく正しい情報の発信に努めるとともに、健康食品等の虚偽・誇大広告などについて正しい知識を普及するための講習会等を開催する。
- 消費者と食品等事業者のリスクコミュニケーションを推進する市民フードプロモーター制度や研修会を活用し、食の安全確保に係る取り組みについての相互理解を図る。
- 消費者が抱える不安や不信を取り除き信頼を確保するため、「食の安全基本方針」に基づき、関連課や関係団体が協働して食の安心・安全を確保するための事業を実施する。
- 中央卸売市場や販売店での監視及び製造業者等への表示講習会の開催により、食品表示の適正化を推進する。
- 食品に対する消費者の関心と理解を深めるため、中央卸売市場や農産物等の集荷場の見学、食品製造工場での体験学習会を通じ、食の安全確保に係る取り組みについて理解を深めてもらえるよう取り組む。

② 食品表示の理解促進

- 中央卸売市場や販売店での監視及び製造業者等への表示講習会の開催により、食品表示の適正化を推進する。
- 学校給食をはじめ、社員食堂、飲食店等における栄養成分表示や原産地表示を促進し、市民の食品表示への理解促進を図る。

③ 基礎的な調査・研究等の実施および情報提供

- 食に関する各種情報を収集し、効果的な食育推進の施策を検討して、実施する。
- 食育、健康づくり、食の安全や食品ロス等に関する市民アンケート調査を実施し、市民の食生活と健康についての実態把握、結果の公表および普及啓発を行い、広く市民や関係者等の活用を促進する。

2. ライフステージに応じた食育の取組

食育の推進にあたっては、市民一人ひとりのライフステージに応じた取り組みを進める目指す姿を掲げます。

	乳幼児期（概ね0～5歳）	学童期（概ね6～11歳）	思春期（概ね12～19歳）
ポイント	望ましい生活習慣・食習慣の基礎を身に付ける	様々な体験を通して食の大切さを学ぶとともに規則正しい生活習慣を定着させる	食に関する正しい知識を身に付け、自立した望ましい生活習慣を实践する
食を楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> 家族と一緒に楽しく食事をする 簡単なお手伝いをする いろいろな食べ物を味わう 食事のあいさつをする 	<ul style="list-style-type: none"> 家族や友人と楽しく食卓を囲み、会話を楽しみながら食事をする 食事作りに参加する 旬の食材や地域の特産物を知り、おいしく味わう 食事の作法やマナーを身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 自分で食事を作る
	様々な場面で「食」に関するイベント、教室、体験等に参加するとともに、リーフレットやホー...		
食を大切にす	<ul style="list-style-type: none"> だしや和食、行事食にふれる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の郷土料理を知り、食べ、楽しむ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 好きな食べ物を増やし、食べ物を残さないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロス」を知り、食べ残しをしない 	
	<ul style="list-style-type: none"> 旬のものを味わう 	<ul style="list-style-type: none"> 地元で生産されたものを知り、関心を持ち、味わう 	
	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産体験を通して、地域の農林水産業へ関心を持ち、理解を深める 		
	<ul style="list-style-type: none"> 食べ物を大切にし、感謝の気持ちをもつ 		
食で健康になる	<ul style="list-style-type: none"> 早寝早起き等の生活リズムを身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日朝食を食べ、朝食の大切さを知る 	
	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな食べ物を味わう 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスの大切さを知る 	<ul style="list-style-type: none"> 主食・主菜・副菜をそろえたバラ...
	<ul style="list-style-type: none"> 体を動かし、しっかり食べる 	<ul style="list-style-type: none"> 3食規則正しく食べる 	<ul style="list-style-type: none"> 適正体重を知り、維持を心がける
	<ul style="list-style-type: none"> よく噛んで食べる 	<ul style="list-style-type: none"> よく噛んで食べる大切さを知り、実践する 	
		<ul style="list-style-type: none"> 食材や食品の選び方を知る 	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示の見方を知る
		<ul style="list-style-type: none"> いろいろな食品があることを知る 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全性に関する正しい知識を

ことが重要です。乳幼児期から高齢期までのライフステージ別に、切れ目のない各世代が

青年期（概ね20～39歳）	壮年期（概ね40～64歳）	高齢期（概ね65歳～）
<p>生活環境の変化が起きやすく、生涯の健康づくりを踏まえた生活習慣を維持する</p>	<p>健康的な生活習慣の維持と生活習慣病の予防に取り組む</p>	<p>健康状態に応じた食生活を実践し、低栄養予防、健康寿命延伸を目指す</p>
<p>楽しみながら、自分や家族のために食事作りをする</p> <p>旬の食材や地域の特産物を日常の食事に取り入れ、おいしく味わう</p> <p>食事の作法やマナーを次世代に伝える</p> <p>ホームページ、SNS等から情報を収集する</p>		
<p>郷土料理や行事食を食事に取り入れ、大切にする</p>		<p>郷土料理や行事食を次世代に伝える</p>
<p>「食品ロス」に関心をもち、食べ物を無駄にしないよう、環境に配慮した食生活を実践する</p>		
<p>地元で生産されたものを日常の食事に積極的に取り入れ、地産地消を実践する</p>		
<p></p>		
<p></p>		
<p></p>		
<p>朝食を始めとした規則正しい食習慣の継続と内容の充実</p>		
<p>バランスのよい食事を実践する</p>		
<p></p>	<p>生活習慣病予防を心がける</p>	<p>低栄養予防を心がける</p>
<p></p>	<p></p>	<p>口腔機能を維持する</p>
<p>食品表示を理解し、適切に食品を選択する</p>		
<p>食生活に役立つ身につける</p>	<p>食品の安全性に関する情報を理解し、正しい選択をする</p>	

第5章 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の推進体制

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者、関係団体が連携し、一体的に計画に取り組むことが必要となります。このため、新潟市食育推進会議を核としてネットワークを拡大し、情報の整理、共有化を図ります。

また、多様な関係者、関係団体が、食育に関する情報・意見交換を行うとともに、それぞれの関係者等の役割に応じた取組やそれぞれの関係者等が連携・協働した取組を促進します。

新潟市食育推進会議

「食育」の推進に関して、食育推進計画の作成およびその実施に関すること等について審議するため、食育基本法第33条および新潟市食育推進条例第20条に基づき、平成18年7月、食に関連する団体や有識者等で構成する新潟市食育推進会議を設置しました。

本計画の策定に引き続き、基本理念の実現に向けて、総合的な見地から施策を着実に推進していきます。

市の推進体制

庁内の関係部局が横断的に連携して食育に取り組むため、食育推進のための連絡調整会議を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。

2. 計画推進における役割

食育の推進にあたっては、市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、主体的に実践していくことが大切です。また、家庭や保育所、幼稚園、学校、職場、関係団体、行政等が連携し、それぞれの役割を担い、市民運動として社会全体で取組を推進することが重要です。

(1) 家庭

家庭は生活の基盤であることから、食育について重要な役割を担っているという認識を一層深め、家族で食卓を囲むことを基本に、子どもの頃から食を楽しみ、望ましい食習慣の確立等に積極的に取り組むよう努めるものとします。

(2) 保育・教育関係者等

学校や保育所、幼稚園等は、生徒や児童の豊かな人間性、望ましい食習慣の形成において、とても重要な役割を担っています。家庭や地域、行政機関等との連携を図りながら、子どもや保護者への食育に積極的に取り組むとともに、指導体制を整備し、教職員の意識・知識向上も図ります。

(3) 保健医療関係者等

保健、医療、介護その他の社会福祉関係者や、関係機関並びに関係団体は、他の関連団体との連携に努めるとともに、妊産婦、乳幼児から高齢者等のあらゆる年代における積極的な食育の推進、食に関する情報提供に取り組みます。

(4) 生産者等

安心・安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する体験活動の機会を積極的に提供するとともに、学校給食等への地場産食材の供給や地産地消への取組を推進し、市民の食育への関心や理解につながるよう努めます。

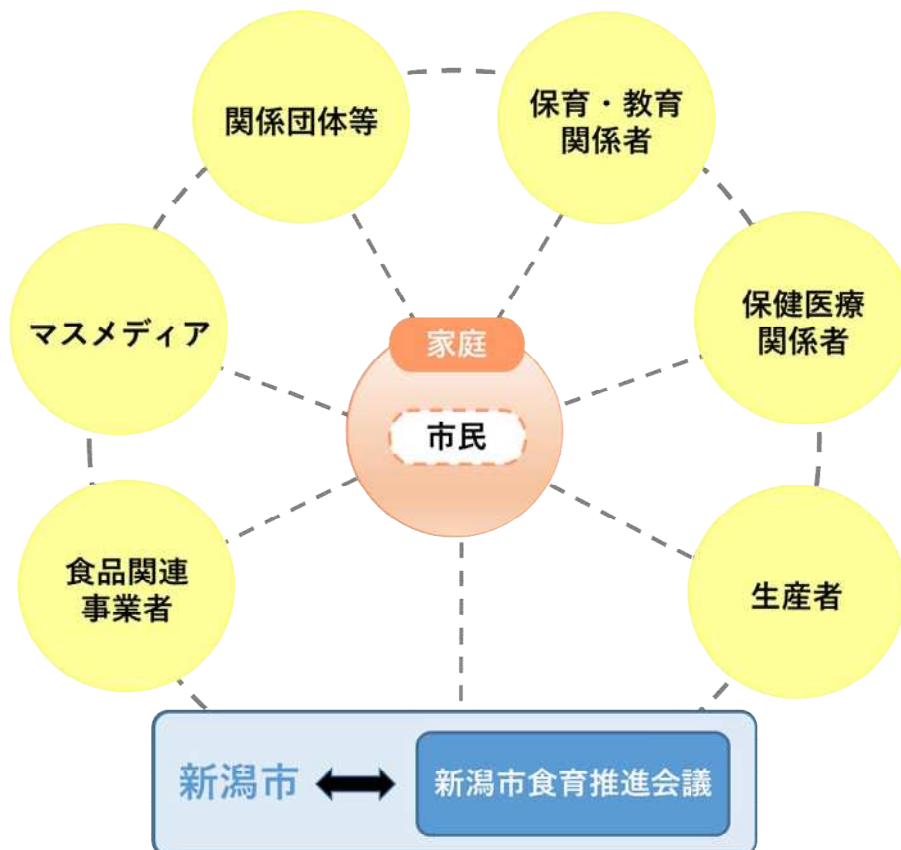
(5) 食品関連事業者等

食品の製造、加工、流通、販売等の関連事業者および飲食事業者等は、食品の安心・安全確保、体験機会の提供、食品表示、情報発信等の食育活動に自主的、積極的に取り組むとともに、他の関連団体と連携し、市民の健康づくりにむけた食環境整備の取組が期待されます。

(6) 市（行政）

関係機関、団体等との連携のもと、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民一人ひとりが食に関する様々な知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むために、「食」の大切さについての意識を高め、食育が市民運動として取組まれるよう機運の醸成を図ります。

また、国、県とも、必要に応じて協力しながら食育の推進に努めます。



3. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画の進行にあたっては、その達成状況を客観的に把握・評価するため、新潟市食育推進会議において定期的に審議し、これを踏まえた施策の見直し、課題の検討を行い、より効果的な推進を図ります。

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

(2) 計画の公表

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

(3) 計画の見直し

本計画の目標年次である令和8年度までに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により本計画の見直しが必要な場合、新潟市食育推進会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じます。

資料編

1. 新潟市食育推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条—第18条）

第3章 推進体制等（第19条—第21条）

附則

私たちが暮らす新潟市は、日本海に面し、広大で美しい田園、信濃川など多くの河川や水鳥が舞う水辺など豊かな自然環境の中に、高次都市機能と拠点性を持つとともに、恵まれた大地で米をはじめ多種多様な食料の生産が行われ、日本有数の農業都市となっている。私たちは、この本市の風土のもとで生産される食料を基本に生活を営み、自然環境との関わりの中で生まれた伝統的な食文化を引き継いできた。

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎である。しかし、近年の急速な経済発展に伴い、食品や物があふれるとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。それに伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満者や生活習慣病の有病者の増加、過度の痩身志向などに加え、「食」の安全や「食」の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況のもと、市民一人ひとりが「食」の安全、栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進により、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むとともに、豊かな食環境と日本型食生活など優れた食文化を受け継ぐことは、とても大切なことである。特に、次世代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、何よりも「食」が大切である。

このため、家庭、学校、保育所、地域、職場などにおいて、「食」に関わるすべての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進を図る必要がある。ここに、本市の食育の推進について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、市及び市民等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが生涯に

わたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (3) 保健医療関係者等 保健医療、保育及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農林漁業者等 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民の心身の健康を保持し、及び増進し、並びに豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念及び理解が深まるよう行われること。
- (2) 市及び市民並びに教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他食育に関わるもの（以下「関係者等」という。）が、家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識のもと、家庭、学校、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所（以下「食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所」という。）を利用して、相互理解を深めて有機的に連携を図りながら行うとともに、市民及び関係者等の自発的意思を尊重して行われること。
- (3) 心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して、積極的に取り組まれること。
- (4) 豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという地域の特性を生かし、生産者と消費者が積極的に交流を図ることにより、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費を目指すよう行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(教育関係者等及び保健医療関係者等の役割)

第6条 教育関係者等及び保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、教育及び保健医療等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験機会の提供その他の消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供その他の食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国及び県との協力)

第9条 市は、国及び県と協力して、食育の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

(家庭における食育の推進)

第11条 市は、家庭における食育を推進するため、男女共同参画の視点を踏まえ、適切な栄養管理に関する知識の普及、情報の提供等により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第12条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制の充実、学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずるものと

する。

(地域及び職場における食生活改善のための取組の推進)

第13条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用、保健所、医療機関等による食育の普及及び啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域の力を生かした食育の推進)

第14条 市は、高齢者、地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）、食生活改善推進委員（市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活の改善等のための活動をする者をいう。）、食に関する公益活動を行う団体その他の地域の力を積極的に生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第15条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の理解が深まり信頼関係が構築されるよう支援し、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第16条 市は、地域で生産された安心かつ安全な農林水産物の地域における積極的な消費及び学校、保育所等における利用の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第17条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の普及・啓発等)

第18条 市は、効果的な食育の推進を図るため、情報の収集及び調査研究、市民及び関係者相互の意見及び情報の交換等を行い、あらゆる媒体の有効活用により、食育の普及・啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努めるものとする。

第3章 推進体制等

(推進計画)

第19条 市長は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、新潟市

食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する基本方針
- (2) 食育の推進に関する目標
- (3) 食育の推進に関する施策展開
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

（推進会議）

第20条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定により、新潟市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

3 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

9 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

（年次報告）

第21条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（新潟市食育推進会議条例の廃止）

2 新潟市食育推進会議条例（平成18年新潟市条例第42号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の新潟市食育推進会議条例第3条第2項の規定により新潟市食育推進会議の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、この条例による新潟市食育推進会議の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

2. 新潟市食育推進会議委員

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏名	所属・役職等
猪俣 清子	新潟市私立保育協会 副会長
葛見 正子	株式会社 ウオロク 営業企画部 部長
佐藤 勇	新潟市医師会 理事
真保 若葉	農園 CuRA! (キュー) 代表
高杉 和憲	J A新潟市 営農経済部 次長
長谷川 美代	新潟県栄養士会新潟市支部 支部長
馬場 真理子	公募委員
松井 俊博	イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー エリア政策推進グループ 北陸信越統括部長
宮川 由美子	公益財団法人 新潟教育会
村井 康人	REBIRTH 食育研究所 代表
村山 伸子	新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科 教授
和須津 咲子	新潟市食生活改善推進委員協議会 会長

(50音順、敬称略)

3. 食育基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条―第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条―第18条)

第3章 基本的施策(第19条―第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条―第33条)

附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定

する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、

農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。
(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 14 条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第 15 条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第 2 章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第 16 条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

(3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及・啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及・啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第 23 条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第 24 条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第 25 条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第 26 条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 27 条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第 28 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 29 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

(2) 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 30 条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第 32 条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第 33 条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

「第4次新潟市食育推進計画」

令和4年4月

編集・発行

新潟市農林水産部食と花の推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地

TEL:025-226-1792

FAX:025-226-0021